

インフルエンザを防ぐために必要なこと!

~インフルエンザの危険が高まる時期です~

インフルエンザは普通のかぜとは異なり、突然の38℃以上の「高熱」や、関節痛、筋肉痛、頭痛などの他、全身倦怠感、食欲不振などの「全身症状」が強く現れるのが特徴です。また、重症化しやすいため、気管支炎や肺炎を併発しやすく、特に幼児・高齢者の場合は死に至る場合もあるため注意しましょう。



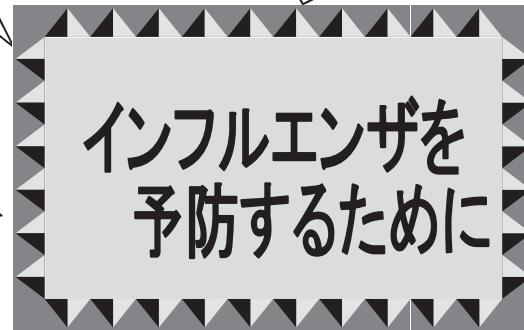
①休養

つい無理をして疲れをためたり、睡眠不足が続くと、抵抗力が弱まります。



②加湿・適温

室内の温度は20℃前後、湿度は加湿器などで50～60%にするとインフルエンザにかかりにくい環境です。



⑦マスク

人込みへの外出時などはマスクを着用。



⑥人込みを避ける

人込みへの外出は必要以外は控える。

⑤予防接種

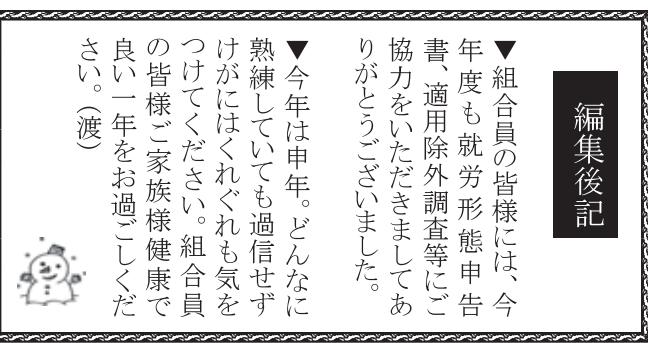
ワクチン接種後、効果が出るまで平均2週間ほどかかります。ワクチンによる免疫持続期間は約5ヶ月間。
(※インフルエンザ予防接種補助金制度あり)



保健師電話相談

相談日 毎週金曜日
(事務所にいる時は、月～金いつでも対応いたします。)
時間 10:00～16:00
電話 023-666-7727

プライバシー厳守します。
お気軽にお電話くださいね。



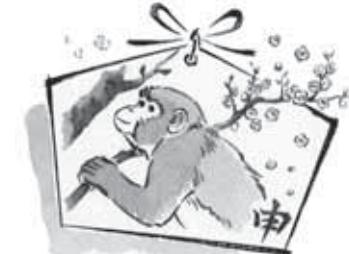
編集後記

私たちのこくほ

健康の広場



年頭によせて



平成28年1月15日 第99号

山形県建設国民健康保険組合
山形市北町三丁目1番7号
TEL 023 (666) 7727
FAX 023 (681) 6607
E-mail y-kokuho@sea.plala.or.jp

新年あけましておめでとうございます。国保組合運営に対してのご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

建設国保組合の制度を守る取り組みでは、全国の仲間と共にハガキ要請行動や、地元国会議員要請行動等の運動に支えられ、現行補助水準確保に全力をあげてきました。組合員、その家族のご協力誠にありがとうございました。全体的な国保組合補助制度見直しについても所得水準の低い建設国保は、従来通り定率補助32%を維持することができました。大きな成果です。

山形県建設国保組合が自助努力により維持してきた保健協力員事業も、補助金が既に打ち切られた為に、新年度からの開催が困難な状況になりました。こうした情勢下に於いても、保険料を現行水準に維持できるよう努力しなければなりませんが、国保組合制度そのものの存続を目指すことが目標になります。保険料は引き上げざるを得ない局面にありますが、そうした事態にあっても引き上げ幅が最小限になるように最大限の努力を傾注し、皆様のご理解と、ご協力のもと乗り切ってまいりたいと考えております。

26年度は所得調査が実施されました。補助金削減の現状を押し戻し、現行水準を確保するために皆さんからは心強いご支援をいただきました。御礼申し上げます。

又、29年度の特定健診の目標受診率は70%と打ち出されています。疾病の早期発見、早期治療の取り組みを推進する意義も踏まえ、積極的に保健指導を受けられますよう引き続きお願いします。

組合員、ご家族の皆様の無事故、そしてご健勝を心からご祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。

平成28年1月1日 申年

理事長

三浦 一男

平成27年度の

適用除外事業所の調査ご協力ありがとうございました。

申請をされています年金事務所から法人事業所(任意加入の事業所も含む)へ標準報酬決定通知書が届きます。その決定通知書と就労形態申告書現在、システムに登録されている内容の確認をしております。





平成28年1月から建設国保の手続きが変わります

平成28年1月から建設国保の各種手続き等について、個人番号の記入と本人確認が必要になります。

つきましては、これまでの書類に加えて下記の書類が必要になりますので、ご理解とご協力を願いいたします。

①組合員が手続きを行う場合(イ、ロのいずれか)

- イ. 個人番号カード(番号確認と本人確認が併せてできます)
- ロ. 通知カード+本人確認書類(①か②)

①運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、在留カード等

②上記①がないときは「健康保険証」+「年金手帳」

※手続き対象となる方全員の通知カードのコピーをご持参ください。

②本人以外が手続きを行う場合

イ. 本人の委任状(同じ世帯の被保険者である場合は必要ありません)

ロ. 窓口にきた方の本人確認書類(運転免許証・旅券等)

ハ. 手続き対象者全員の通知カード

※出生の場合は市町村への届出時に個人番号が付番されますので、そちらをご持参ください。



各 建設業県連国民健康保険組合 御中



国土交通省
土地・建設産業局
建設業課

平成27年11月2日付け国土建推第35号の指導書について

先般、国土交通省から社会保険加入に係る指導書(平成27年11月2日付国土建推第35号・別紙1参考例参照)略を送付したところ、既に社会保険に加入されている多くの事業者様あてにも誤送してしまい、当方に多くのお問合せや抗議の電話・FAX等が寄せられております。

その中で、「健康保険に加入しているのだが、協会けんぽに切り替えなければいけないのか」とのご質問も寄せられています。また、健康保険組合様からも、ご照会をうけているところです。

平成24年7月30日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課通知「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」(別紙2)略において示したとおり「既に、建設業に係る国民健康保険組合に加入しているものについては、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めるものではない。」ものです。

事業者様からお問い合わせに対しては、「適法に国民健康保険組合に加入されている場合は、協会けんぽに入り直す必要はありません」とお伝えしております。国民健康保険組合に加入されている方の取り扱いが従前から変更されていないことを、改めて申し上げる次第です。

未加入と誤認した原因については、現在厚生労働省及び日本年金機構に照会しながら調査しているところですが国土交通省の保有する建設業の許可情報データと照合した際に手違いが生じたものと憶測されます。決して、「国民健康保険組合の保険は未加入とみなす」との判断をしたものではありません。

国民健康保険組合様におかれましては、組合員事業者様からのお問い合わせがかなりの数寄せられたことと拝察いたします。多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

なお、当方では、国土交通省土地・建設産業局のホームページに、今般の指導書に関するQ&A(別紙3)略を掲載し、その中でもこの件につきまして明記しております。組合員事業者様からのお問い合わせに際して、ご参照・ご紹介をしていただけると幸いです。

国土交通省土地・建設産業局ホームページ
www.mlit.go.jp/totikensangyo/



社会保険未加入対策について
山形県建設国民健康保険組合へ加入しているものについては既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱うということです。